

1 令和4年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 子育て世帯への給付金の予算科目が負担金となっている。何故、負担金にしているのか根拠を教えてください。また、事務費について4億円と16億円の給付事業に対して、4億円の方が割高になっていたと思うが、最終どのようなようになったか教えてください。
- ⇒ 先週の会派代表者会で今回の臨時交付金活用予定として2つの事業を説明し、その際には事務費をもう少し高い金額で示したが、財政課と担当課で改めて調整し、数百万円金額を精査し、今回予算編成している。子育て世帯への給付は、プロポーザルで決定する予定であり、提示している金額よりも更に精査が進むと考えている。負担金の考え方については、事業者をプロポーザルで決定し、事業者が電子マネーないしプリペイドカードで市民の方に給付するため、その事業者に負担金という形で利用された方の分を支払うことを想定している。
- ・ プロポーザルへの募集対象は、どのような事業者を想定しているのか。
- ⇒ 人材派遣会社や人材派遣の事業を行っている旅行会社を想定している。
- ・ 負担金を支払う相手方は誰になるのか。
- ⇒ PayPay キャッシュレス決済を還元事業として行う場合は、市とキャッシュレス事業者の間に、もう1つ事業者が入り、その事業者と市が委託契約を行う。利用者に返還する還元ポイントは委託事業者を経由してキャッシュレス事業者に払っている。キャッシュレス事業者と委託事業者と市で守秘義務の覚書を契約し、ポイント還元額は負担金として委託事業者を経由して、キャッシュレス事業者を支払われる契約をしている。
- ・ 委託事業者は、そこで負担金を単にキャッシュレス事業者に払うだけでなく、委託料の中で収益をとっているのか。
- ⇒ 委託事業者は広告宣伝や人材派遣業等の業務をまとめて受託しており、委託料と受託事業の実費差益で収益を上げている。負担金は、市からの支払金を覚書に基づきキャッシュレス事業者を支払っている。
- ・ 負担金の支払いについて、委託事業者をなぜ経由しないといけないのか。
- ⇒ 委託事業にも金額を精査することでダブルチェックの体制が整うこと、またキャッシュレス事業者から委託事業者と契約した方が、スムーズに事務が進むとキャッシュレス事業者からの提案を受け、このスキームとしている。また、電子マネーでの支給としたため、キャッシュレス決済サービスを利用することとなり、キャッシュレス事業者が一時的に対象市民に支払うこととなる。市は、利用件数に応じて、相当分を負担するため

負担金としている。市が直接市民に給付する場合は支援金である。

- ・ 現状のスキームで行政事務として問題ないかを負担金も含めて確認してほしい。
- ⇒ 確認しておく。
- ・ 使用期限を設定する予定はあるのか。
- ⇒ 先行している他市の状況を確認し、交付金を活用するため年度内に終了する必要がある、二次元バーコードを読み込む期限は設定することを想定している。但し、読み込んだ後の電子マネーの使用期限は設定する予定はない。
- ・ 読み込まずに1万円の権利を放棄する方もいれば、読み込んで1万円満額使わない人もいるかもしれない。負担金として満額1万円を支払う場合、使用されていない分も事業者を支払うことになる。その支払金は事業者が利益として受け取るようになるのか。そういったケースについては、どのように整理しているのか。
- ⇒ 読み込んだ段階で、その方に電子マネーとして給付されることになるため、事業者に対して1万円負担金として支払うことになる。受け取った本人が使われないことについては、本人の手元には渡っているものとして解釈する。読み込みされない方も数名出てくることは想定されるため、事業者から期限までに何人分が登録され、何人分が拒否されたかの報告を受けて、支払いすることを想定している。
- ・ 現金でなく電子マネーとプリペイドカードになった理由について。
- ⇒ 現金給付も検討したが、口座振込のシステム改修費用が多額となること。また、システム事業者は、標準化対応のため多忙であり本システム改修の対応が難しいとの回答があった。代替案として、迅速な導入が可能である電子マネーの提案があった。物価高騰でお困りの方に出来る限り早く渡したいと考えていること、現金給付の場合、支給までに長い期間を要し、事務費や人件費がかかることから、電子マネーで支給することを選択した。
- ・ 今回の給付は子どもに向けた給付のはず。そのため、この1万円の支給目的が子どものために活用されることが望ましいが、電子マネーは電気代等の物価高騰分にも充てられるのか。給付金の相手と目的は、事前にどう整理しているのか。
- ⇒ 物価高騰分に係る支援として、直接光熱水費に充てるのではなく、物価高騰の影響を受け、家計が苦しくなっていることで、子どもたちに費やすお金が少なくなっている状況下を考え、子育て世帯に1万円ずつ送付する。受取った保護者宛に子どもたちのために活用してほしいというメッセージを添えながら、送付することを考えている。
- ・ 子どもに活用してもらえそうな通知方法とする際、子ども家庭総合支援拠点の案内も今回併せて通知するのか。
- ⇒ 併せて通知する。